

## 審 決

請 求 人 株式会社 スリービーチ 東京都足立区一ツ家1丁目18番20号  
代 理 人 弁理士 宮 崎 一 男

昭和54年特許願第119626号「望遠鏡用超短焦点アクロマート対物レンズ」拒絶査定に対する審判事件（昭和56年4月22日出願公開、特開昭56-43617）について、次のとおり審決する。

## 結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

## 理 由

本願は、昭和54年9月18日に出願されたもので、その発明は、昭和54年11月29日付けの手續補正書により補正された明細書ならびに図面の記載からみて、特許請求の範囲第1番目に記載されたとおりの下記に記載するレンズであると認める。

「ホウケイ酸系のクラウンガラスを用いた凸レンズと、酸化鉛ケイ酸系のフリントガラスを用いた凹レンズとから成り、凸レンズの曲率半径を $R_1$ 、 $R_2$ とし、凹レンズの曲率半径を $R_3$ 、 $R_4$ とし、凸レンズの光軸上の厚みを $d_1$ とし、凹レンズの光軸上の厚さを $d_3$ とし、上記両レンズの間隔を $d_2$ とするとき、

$$R_1 = +145.25$$

$$R_2 = -96.52$$

$$R_3 = -98.45$$

$$R_4 = -456.67$$

$$d_1 = 1.200 \text{ mm} \pm 2.0\%$$

$$d_2 = 0.09 \text{ mm} + 15\% \sim -4.0\%$$

$$d_3 = 5.60 \text{ mm} \pm 2.0\%$$

なる条件を満足することを特徴とする望遠鏡用超短焦点アクロマート対物レンズ。」

原査定拒絶理由の引用例である特開昭52-32345号公報には、螢石を用いた凸レンズと、凹レンズとの組合せよりなる望遠鏡用アクロマート対物レンズについての記載が認められる。数値について本願の発明と同じ符号を用いて記載すると $R_1$ 、 $R_2$ 、 $R_3$ 、 $R_4$ は、813.22、-357.76、-380.96、-1038.20であり、 $d_1$ 、 $d_2$ 、 $d_3$ は、1.00、2.0、5.7といえる。加えて、焦点距離 $f = 1500$ 、両レンズのd線における屈折率 $n_d$ は、1.43387、1.65160

で、アツベ数 $V$ は、95.15、58.67、部分分散 $\theta$ は、0.5373、0.5406である。

本願の発明と引用例に記載されたものとを対比すると、①数値について $R_1 \sim R_4$  および $d_1 \sim d_3$ に差異が認められるのに加えて、後者において、 $f$ 、 $n_d$ 、 $V$ 、 $\theta$ について記載しているものの、前者はこれらについてなんらの限定もない点、②凸レンズと凹レンズの材料が、前者は、ホウケイ酸系のクラウンガラスと酸化鉛ケイ酸系のフリントガラスであるのに対して、後者は、凸レンズが螢石というのみで凹レンズについての言及がない点、に差異が認められる。

差異について検討する。①前者が、焦点距離、屈折率、分散率について言及することなく、 $R_1 \sim R_4$  および $d_1 \sim d_3$ だけの数値をもつて、諸収差がほとんど目立たず、分解能の良い高性能レンズが提供できるとする根拠はない。請求人は、原審において提出した昭和56年10月1日付けの意見書において、凸レンズにホウケイ酸系クラウンガラス、凹レンズに酸化鉛ケイ酸系フリントガラスを用いたことにより、また、この組み合わせが従来から多用された材質であることから、屈折率、分散率を示す必要はない旨、主張する。しかしながら、発明の詳細な説明に、屈折率、分散率についての実施例の記載もなく、焦点距離 $f = 260 \text{ mm}$ なる要件が付加されるだけで、上記のとおり漠然とした材料の系の記載をもつて、所期の効果をもたらされるとする根拠はない。してみると、単に $R_1 \sim R_4$ 、 $d_1 \sim d_3$ を記載した点に格別の意義があるものとすることはできない。②アクロマート対物レンズとして、前者の材料は周知であり、この点は、当業者が容易に想到し得る域を超えないものである。

以上のとおりであるから、本願の発明は、引用例に記載されたものに基づいて当業者が容易に発

明をすることができたものであり、特許法第29条第2項の規定により特許をすることができないものである。よつて、結論のとおり審決する。

昭和61年5月1日

審判長	特許庁審判官	石井	康夫
	特許庁審判官	今	勝義
	特許庁審判官	柏崎	正男